

令和元年 12 月
長寿社会政策課

平成 30 年度の高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成 18 年度以降、県では高齢者虐待の状況を毎年公表しています。

1 平成 30 年度における高齢者虐待の概要

- 施設での従事者による虐待件数は 0 件で、前年度は 1 件でした。
- 家庭での養護者による虐待件数は 146 件で、前年度（157 件）より 11 件減少しました。
- 家庭での養護者による虐待においては、被虐待者の約 7 割が女性、虐待者の約 4 割が息子、身体的虐待が約 7 割を占めるなど、昨年度とほぼ同様の傾向がみられます。

2 県の高齢者虐待防止対策

- 介護施設職員や市町村職員を対象に、未然防止のための優良事例の紹介や職員のストレスケアなど、資質向上に向けた研修会の実施
- 市町村職員では解決が困難な事例への対応など、弁護士、社会福祉士、司法書士等専門職による相談体制の充実
- パンフレットの作成・配布等による相談窓口、通報義務等の周知による県民の虐待防止の意識向上
- 家族の介護負担を軽減させるための介護サービスの利用促進
- 施設・事業者に対して定期的に行う実地指導において、虐待防止を重点項目として指導を実施
- 高齢者・障がい者虐待防止会議の開催等による市町村、関係機関・団体との連携強化

3 公表資料

別添のとおり

平成30年度の高齢者虐待の状況について

山形県 健康福祉部 長寿社会政策課

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条の規定により、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査と県の独自調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

（調査対象期間）

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間

1 養介護施設等（※1）における従事者による高齢者虐待

※1 介護保険法、老人福祉法に規定する施設・事業所

平成30年度は、確認された＜養介護施設等における従事者による高齢者虐待＞は0件でした。

虐待と認定した件数及び人数

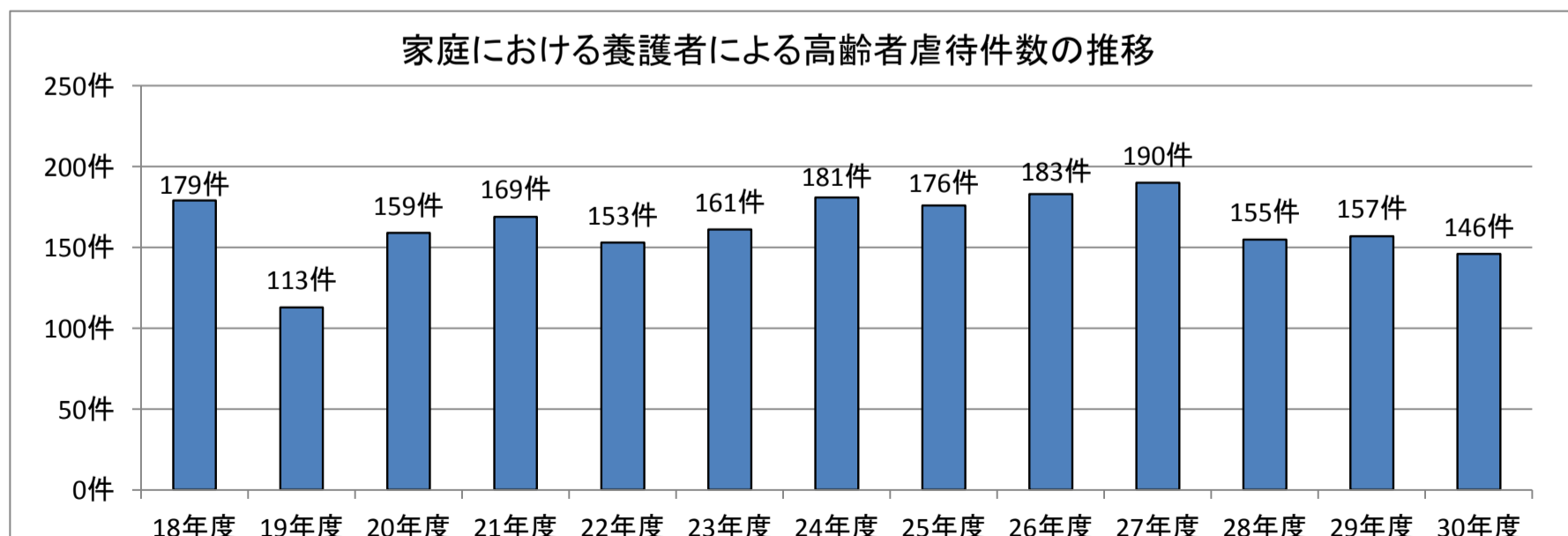
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	1件	1件	1件	0件	0件	0件	2件	2件	2件	4件	1件	1件	0件
人数	1人	1人	1人	0人	0人	0人	2人	3人	2人	8人	1人	1人	0人

2 家庭における養護者（※2）による高齢者虐待

※2 高齢者の世話をしている家族、親族等

前年度より件数で11件減少（前年度比－7％）しています。

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	179件	113件	159件	169件	153件	161件	181件	176件	183件	190件	155件	157件	146件
人数	182人	119人	163人	172人	160人	164人	182人	180人	191人	198人	161人	160人	150人



(1) 被虐待者について

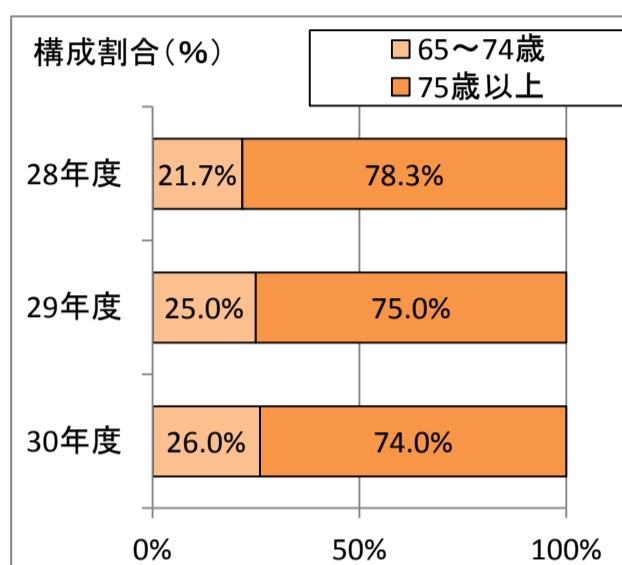
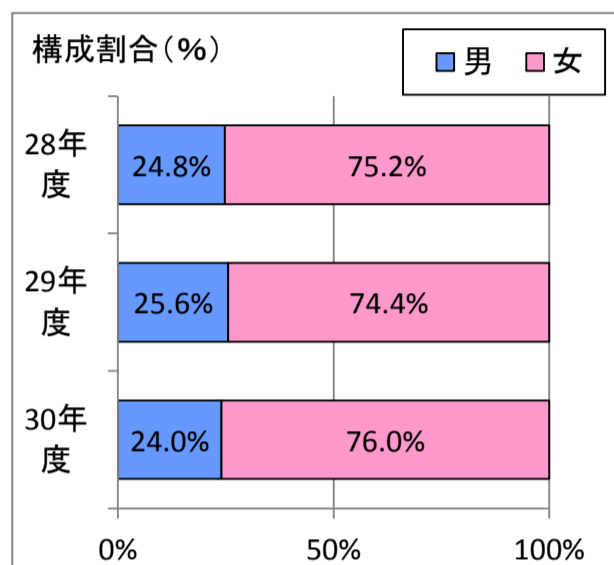
女性が76%を占めています。また、75歳以上の後期高齢者が74%を占めています。

① 男女別

区分	男	女	計
28年度	40人	121人	161人
29年度	41人	119人	160人
30年度	36人	114人	150人

② 年齢別

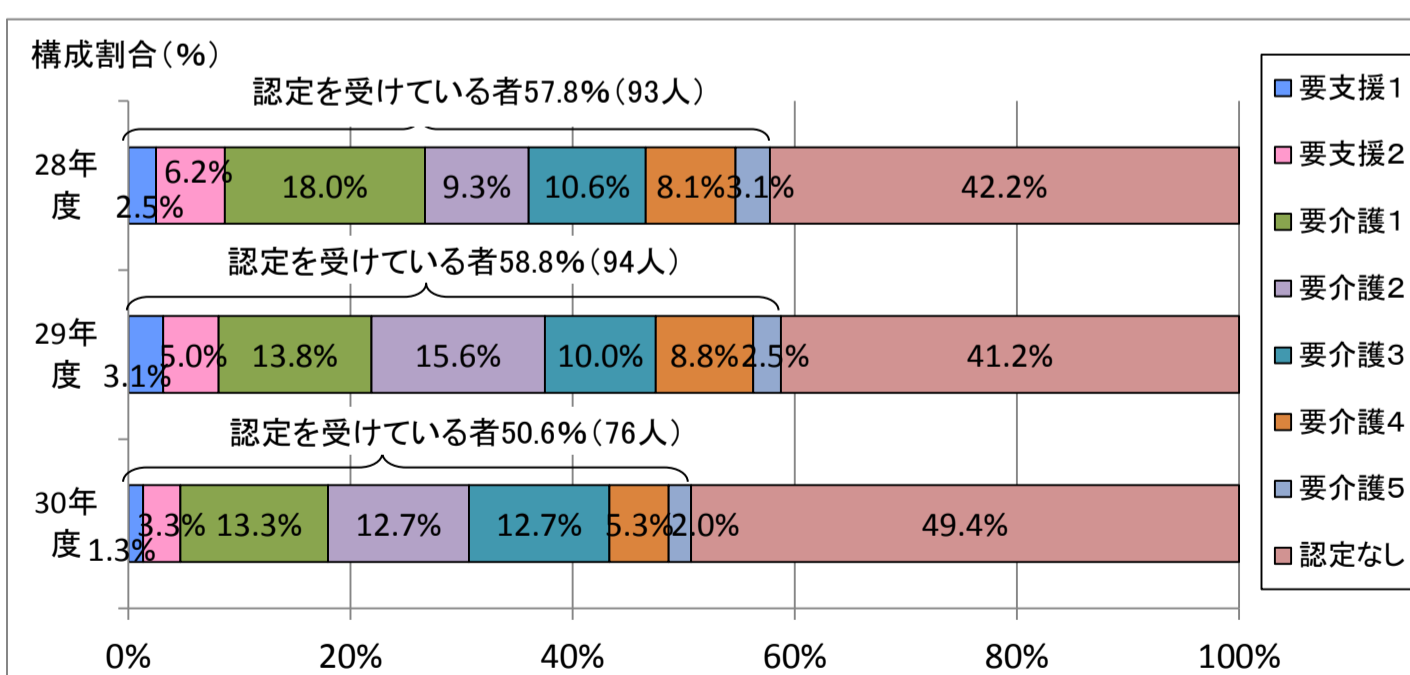
区分	65～74歳	75歳以上	計
28年度	35人	126人	161人
29年度	40人	120人	160人
30年度	39人	111人	150人



③ 介護保険認定状況

介護保険の認定を受けている者が51%となっています。

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定なし	計
28年度	4人	10人	29人	15人	17人	13人	5人	68人	161人
29年度	5人	8人	22人	25人	16人	14人	4人	66人	160人
30年度	2人	5人	20人	19人	19人	8人	3人	74人	150人

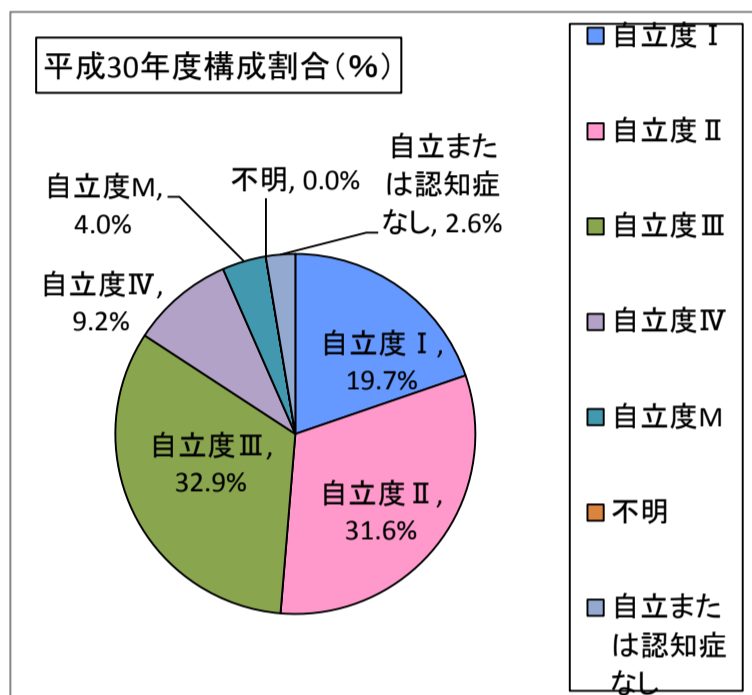


④ 介護保険の認定を受けている者の認知症日常生活自立度

介護保険の認定を受けている者のうち、認知症の症状がある高齢者が97%となっています。

また、自立度Ⅲが最も多くなっています。

区分	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	不明	自立・認知症なし	計	(再掲)Ⅰ～Ⅴ
28年度	14人	36人	21人	6人	0人	8人	8人	93人	77人
29年度	15人	30人	32人	4人	3人	2人	8人	94人	84人
30年度	15人	24人	25人	7人	3人	0人	2人	76人	74人



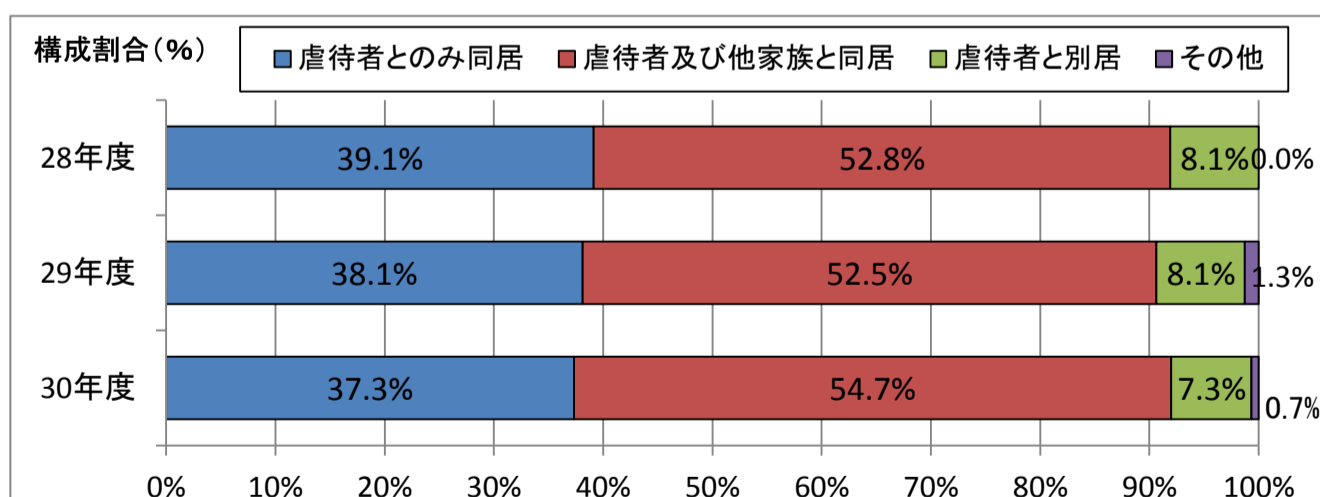
【参考】認知症高齢者日常生活自立度の目安

I	症状はあるが、日常生活はほぼ自立。
II	日常生活に支障をきたすが、周囲が注意していれば自立することができる。
III	日常的に介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたし、行動や意志疎通が困難であり、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動、身体疾患があり、専門医療を必要とする。

⑤ 虐待者との同居状況

虐待者と同居する者が多く、「虐待者とのみ同居」と「虐待者及び他家族と同居」を合わせると全体の92%を占めています。

区分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	計
28年度	63人	85人	13人	0人	161人
29年度	61人	84人	13人	2人	160人
30年度	56人	82人	11人	1人	150人

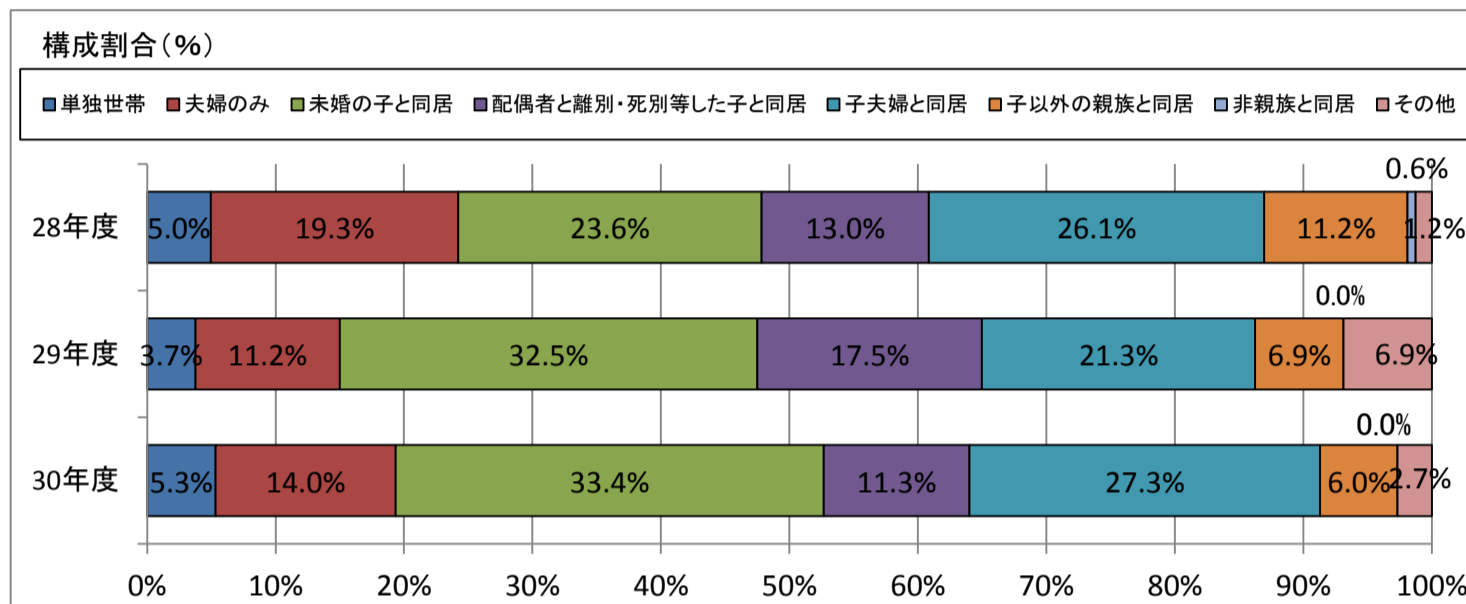


⑥ 家族形態（子は養子を含み、子と同居の家族形態は、三世代以上の場合及び他の親族も同居の場合を含む）

「未婚の子と同居」及び「子夫婦と同居」が多くなっています。

区分	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	子以外の親族と同居	非親族と同居	その他(※)	計
28年度	8人	31人	38人	21人	42人	18人	1人	2人	161人
29年度	6人	18人	52人	28人	34人	11人	0人	11人	160人
30年度	8人	21人	50人	17人	41人	9人	0人	4人	150人

※ 既婚の子も未婚の子も同居、被虐待者が入所・入院等など他の選択肢に該当しない場合

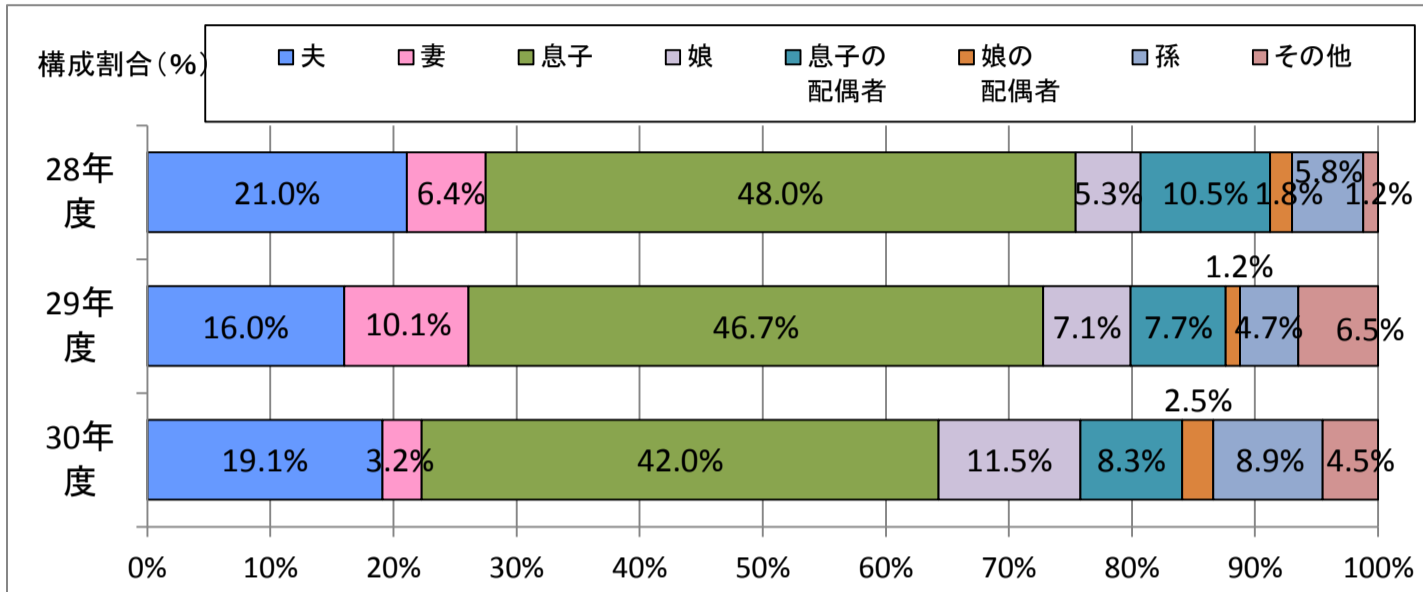


(2) 虐待者について（一事案について複数いる場合は、それぞれに計上）

① 被虐待者から見た虐待者の続柄

息子が最も多く全体の42%を占め、次いで、夫、娘が多くなっています。

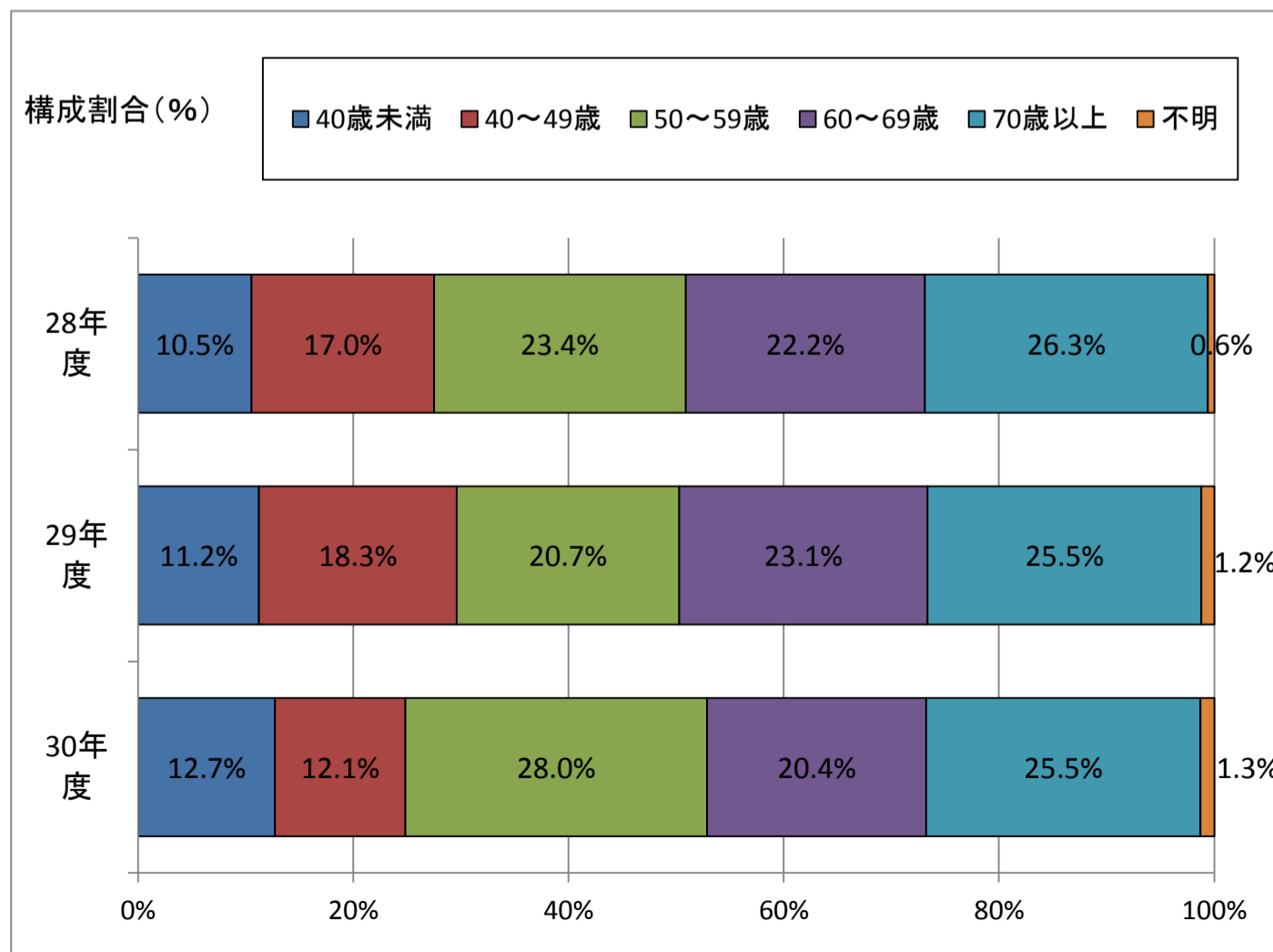
区分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他	計
28年度	36人	11人	82人	9人	18人	3人	10人	2人	171人
29年度	27人	17人	79人	12人	13人	2人	8人	11人	169人
30年度	30人	5人	66人	18人	13人	4人	14人	7人	157人



② 年齢別

虐待者の年齢は、50代以上が多くなっています。

区分	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
28年度	18人	29人	40人	38人	45人	1人	171人
29年度	19人	31人	35人	39人	43人	2人	169人
30年度	20人	19人	44人	32人	40人	2人	157人



(県独自調査項目) 虐待者の介護への関与状況及び就労・経済状況について

(家庭における養護者による虐待と判断された146事例の主たる虐待者(146人)の状況について市町村から回答)

注:市町村が虐待対応時の状況等を基に回答したものであり、虐待者本人からの回答ではない。

【結果の概要】

- ・被虐待高齢者と常時接触していた虐待者は全体の約8割を占めています。□
- ・主たる介護者として介護していた虐待者は全体の約3割をとっています。
- ・主たる介護者であった虐待者の約3割は、介護の協力者がいませんでした。
- ・主たる介護者であった虐待者の介護歴は、「1年以上3年未満」が最も多くなっています。
- ・主たる介護者であった虐待者の約7割が介護疲れや悩みを抱えていました。
- ・虐待者の約5割が無職であり、うち60歳未満の者が約4割を占めています。
- ・虐待者の約3割が経済的困窮が疑われる状態にありました。

【県独自調査項目の結果】

(1) 虐待者の介護への関与状況

①被虐待高齢者との接触時間(頻度)

日中も含め常時	74人	50.7%	} 80.8%
日中以外は常時	44人	30.1%	
週に数日程度	5人	3.4%	
月に数日程度	2人	1.4%	
ほとんど接触なし	14人	9.6%	
不明	7人	4.8%	
計	146人		

②被虐待高齢者に対する介護の取組み状況

主たる介護者として介護	50人	34.2%
補佐的に介護	15人	10.3%
別の者が介護	23人	15.8%
介護が不要	54人	37.0%
不明	4人	2.7%
計	146人	

③ ②で「主たる介護者として介護」と回答した者(50人)の状況

性別	男性	女性
	35人	15人
	70.0%	30.0%

年齢	49歳以下	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明
	5人	14人	14人	5人	11人	1人
	10.0%	28.0%	28.0%	10.0%	22.0%	2.0%

続柄	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
	11人	2人	22人	8人	3人	0人	1人	3人
	22.0%	4.0%	44.0%	16.0%	6.0%	0.0%	2.0%	6.0%

介護の協力者等の有無	介護の協力者あり	30人	60.0%	} 32.0%
	介護の協力者なし(相談相手あり)	12人	24.0%	
	介護の協力者、相談相手いずれもなし	4人	8.0%	
	不明	4人	8.0%	

介護歴	1年未満	6人	12.0%
	1年以上3年未満	19人	38.0%
	3年以上5年未満	10人	20.0%
	5年以上10年未満	6人	12.0%
	10年以上	1人	2.0%
	不明	8人	16.0%

介護疲れの状況	介護疲れがとてもあった	12人	24.0%
	介護疲れがややあった	25人	50.0%
	介護疲れがあまりなかった	6人	12.0%
	介護疲れがなかった	2人	4.0%
	不明	5人	10.0%

74.0%

介護の悩みの状況	介護の悩みがとてもあった	11人	22.0%
	介護の悩みがややあった	22人	44.0%
	介護の悩みがあまりなかった	4人	8.0%
	介護の悩みがなかった	2人	4.0%
	不明	11人	22.0%

66.0%

(2) 虐待者の就労・経済状況

① 就労状況

職についていない（無職）	79人	54.1%
正規の職に就いている	8人	5.5%
非正規の職に就いている	11人	7.5%
自営業	8人	5.5%
職についているが詳細不明	22人	15.1%
不明	18人	12.3%
計	146人	

職についていない者の年齢		
40歳未満	11人	13.9%
40～49歳	9人	11.4%
50～59歳	11人	13.9%
60歳以上	47人	59.5%
不明	1人	1.3%

31人
39.2%

職についていない60歳未満の者(31人)の続柄							
夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
0人	0人	16人	5人	1人	0人	8人	1人
0.0%	0.0%	51.6%	16.2%	3.2%	0.0%	25.8%	3.2%

② 虐待者世帯の経済的な困窮状況

経済的困窮が疑われる	45人	30.8%
困窮状況には無い	70人	48.0%
不明	31人	21.2%
計	146人	

経済的困窮が疑われる者(45人)の状況

年 齢	49歳以下	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明
	14人	12人	13人	3人	3人	0人
	31.1%	26.6%	28.9%	6.7%	6.7%	0.0%

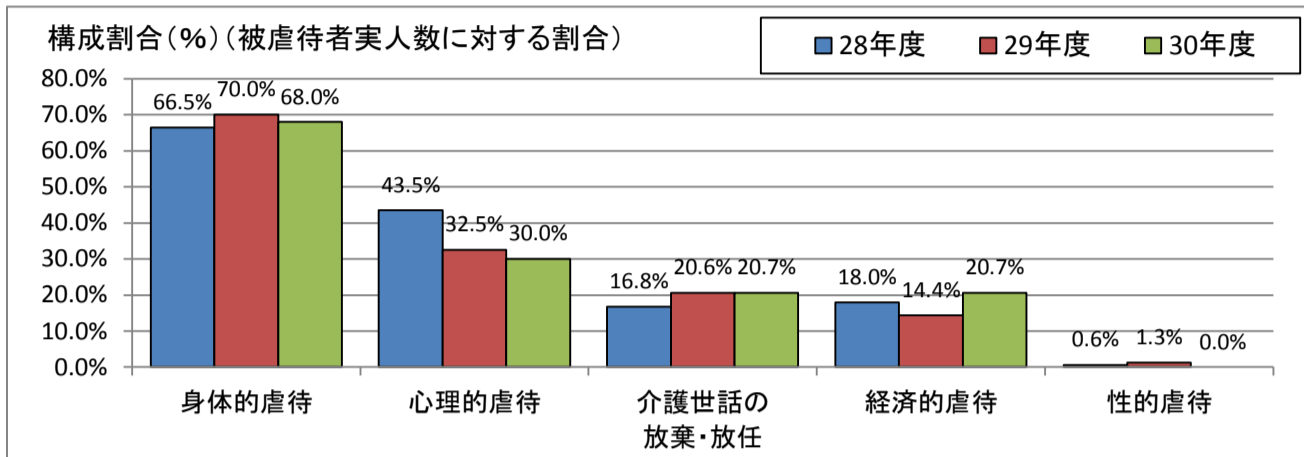
続 柄	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
	3人	1人	26人	7人	2人	0人	3人	3人
	6.7%	2.2%	57.8%	15.5%	4.4%	0.0%	6.7%	6.7%

世帯状況	生活保護受給世帯	3人	6.7%
	住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）	27人	60.0%
	その他（支払い滞納、多額の借金等）	15人	33.3%

(3) 虐待の種別について（複数に該当する場合は、それぞれに計上）

「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」が多くなっています。

区分	身体的虐待	心理的虐待	介護の放棄等	経済的虐待	性的虐待	被虐待者実人数
28年度	107人	70人	27人	29人	1人	161人
29年度	112人	52人	33人	23人	2人	160人
30年度	102人	45人	31人	31人	0人	150人



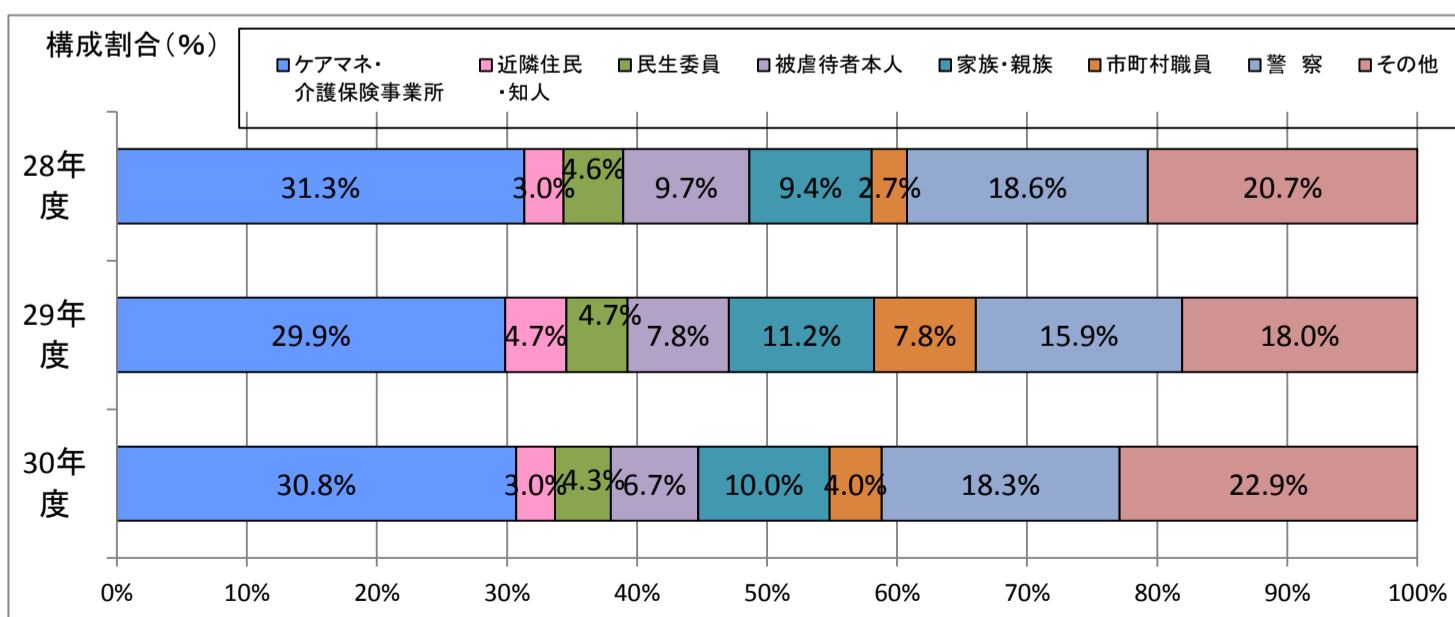
身体的虐待	暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。（殴る、蹴る、ベットに縛るなど）
心理的虐待	脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。（怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど）
介護世話の放棄・放任（ネグレクト）	意図的か結果的かを問わず、介護や生活の世話をしている家族等が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること。（入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受けさせないなど）
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。（生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど）
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。（わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど）

(4) 相談・通報者について（最終的に虐待の判断に至らなかった相談・通報を含む）

ケアマネジャー・介護保険事業所職員、警察からの相談・通報が多い状況です。

「その他」には、地域包括支援センター職員、医療機関、虐待者自身などが含まれます。

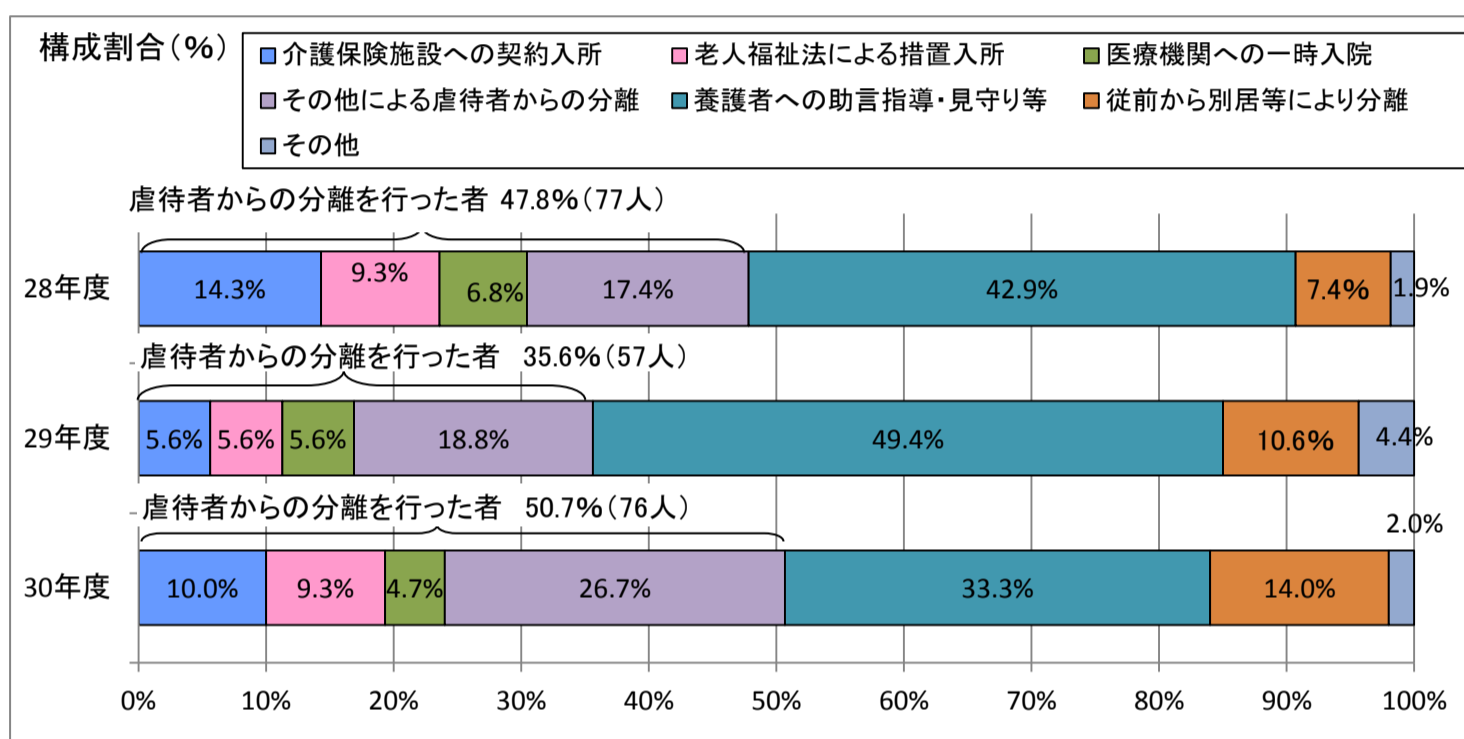
区分	ケアマネ・介護保険事業所	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族親族	市町村職員	警察	その他	地域包括支援センター職員	計
28年度	103人	10人	15人	32人	31人	9人	61人	68人	42人	329人
29年度	96人	15人	15人	25人	36人	25人	51人	58人	37人	321人
30年度	101人	10人	14人	22人	33人	13人	60人	75人	46人	328人



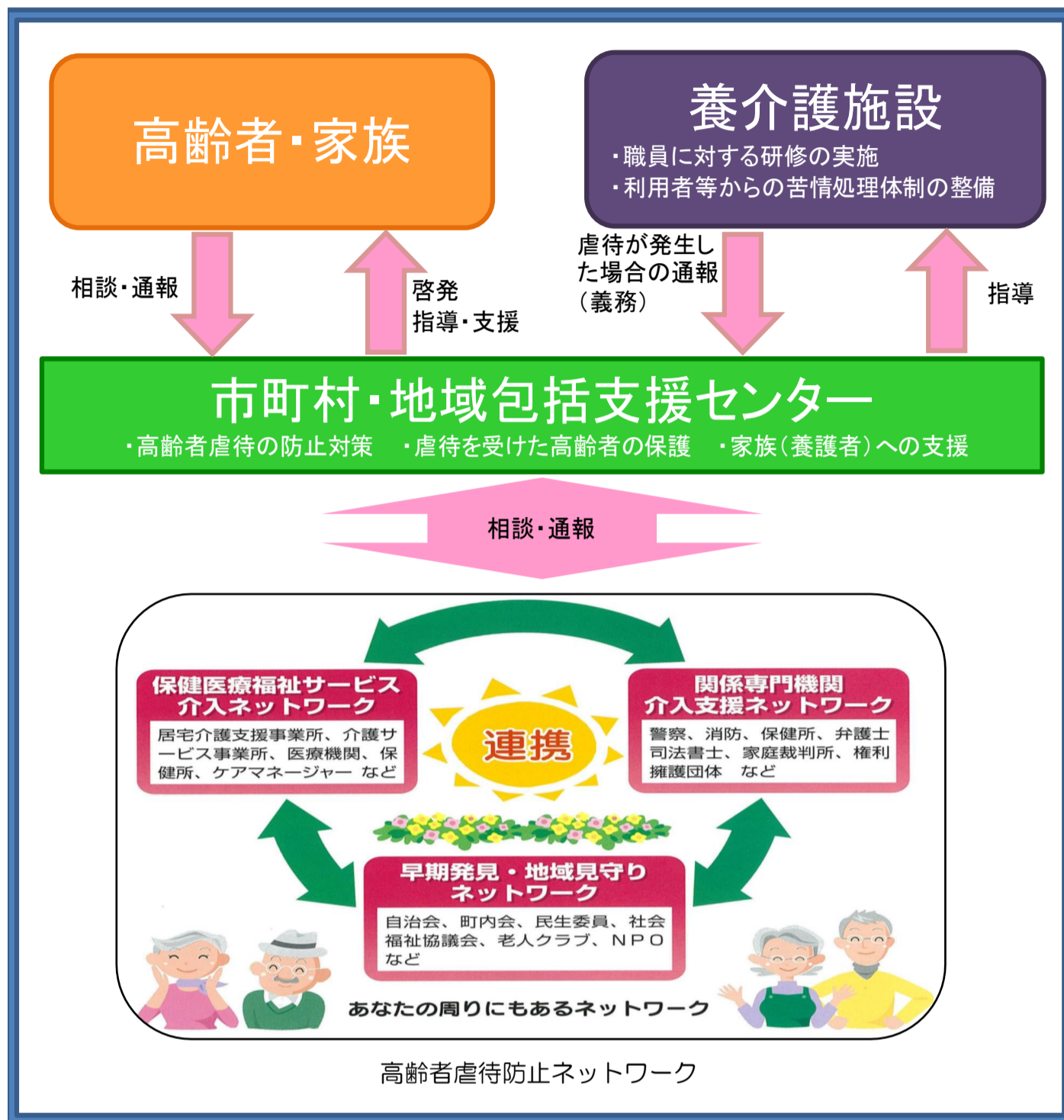
(5) 虐待への対応について

被虐待高齢者の保護のため虐待者からの分離を行った人数が76人（51%）を占め、分離の手段としては、他の住宅に移るなどの「その他による虐待者からの分離」が最も多くなっています。

区分	虐待者から分離				小計	養護者への助言指導・見守り等	従前から別居等により分離	その他	計
	介護保険施設への契約入所	老人福祉法による措置入所	医療機関への一時入院	その他による虐待者からの分離					
28年度	23人	15人	11人	28人	77人	69人	12人	3人	161人
29年度	9人	9人	9人	30人	57人	79人	17人	7人	160人
30年度	15人	14人	7人	40人	76人	50人	21人	3人	150人



高齢者虐待防止の取組みのイメージ図



山形県の取組み

- ① 関係機関による連携協力体制の確立
 - ・山形県高齢者・障がい者虐待防止会議の開催
 - ・専門職による相談支援体制の確保
- ② 高齢者虐待防止の普及啓発
 - ・高齢者虐待防止パンフレットの作成、配布
- ③ 関係機関職員の研修等
 - ・市町村職員等情報交換会の開催
 - ・施設職員等を対象とした研修会の開催

【県民の皆様へ】

あなたの「気づき」が虐待の深刻化を防ぎます

虐待を受けている高齢者や、介護疲れの家族は何かしらのサインを発しています。
以下の項目は、「高齢者虐待」の発見の手がかりとなる「虐待の危険サイン」の例です。
あなたの身のまわりに思い当たることがあれば、あなたのお住まいの「市町村」やお近くの「地域包括支援センター」にご相談ください。
県内各市町村の高齢者虐待の通報・相談窓口は、山形県ホームページにも掲載しています。詳しくは「山形県 高齢者虐待防止 窓口」で検索してください。

高齢者からのサイン

- 不自然なけがや傷がある
- 急におびえたり怖がる
- 無気力、投げやりである
- 栄養失調、脱水症状がみられる
- 悪臭がしたり、服が汚れている等不衛生な状態である
- お金があるのにサービス利用料や生活費の支払ができない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない、話したがらない
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

養護者(家族)からのサイン

- 介護に疲れている
- 無気力、投げやりである
- 高齢者を怒鳴る、しつげと言ってたたく
- 高齢者の世話に対する不平・不満が多い。
- 介護サービスを受けさせない
- 高齢者を友人等に会わせない
- 保健・福祉の担当者とううのを嫌うようになる
- 高齢者に関する話題をさける

山形県高齢者虐待防止宣言

～高齢者虐待のない社会の実現をめざして～

- 1 高齢者の権利利益を守り、高齢者が尊厳を持って安心して生活を送ることができる社会を目指します。
- 2 家庭、施設での高齢者虐待の防止に向け、地域全体で取り組みます。
- 3 高齢者虐待の問題を誰もが見過ごさず、一人ひとりの問題として県民あげて取り組みます。

平成19年7月27日

山形県高齢者虐待防止県民会議